

学校危機管理対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市立学校における児童生徒の安全を確保し、災害等の学校の危機管理、学校防災体制の検証及び構築を図るため、学校危機管理対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害等発生時における児童生徒の安全確保。
- (2) 学校が避難所となった場合の運営体制。
- (3) 「学校危機管理マニュアル」及び「学校避難所行動マニュアル」等のマニュアル類の改正。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか委員会が必要と認めること。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員をもって構成する。

- 2 委員会には委員長を置き、学校教育部教育総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
- 4 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。
- 3 委員は、都合により出席できない場合は、委員が指名した代理を立てることができる。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、学校教育部教育総務課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職
教育総務課長（委員長）
地域教育推進課長
学校施設課長
学校給食課長
学務課長
教育指導課長
教職員課長
統括指導主事
生涯学習政策課長
中央図書館長
防災課長
小学校長
中学校長
小学校副校長
中学校副校長
防災課職員

事務局

役職
教育総務課主査
生涯学習政策課主査
中央図書館主査